

●香川県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項の規定に基づき香川県交通安全活動推進センターとして指定した法人の名称及び事務所の名称の変更について、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成24年4月20日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

名 称		事 務 所 の 名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
財団法人香川県交通安全協会	一般財団法人香川県交通安全協会	財団法人香川県交通安全協会 香川県交通安全活動推進センター	一般財団法人香川県交通安全協会 香川県交通安全活動推進センター	平成24年4月1日